

指定介護老人福祉施設第二白寿園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。 静岡県指定第 2276901036 号

重要事項説明書とは

お伝えする主な内容

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。契約を締結する前に知っておいて戴きたい施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。わかりにくいことがあれば遠慮なくご質問下さい。

- 1. 施設及び居室設備の概要
- 2. 施設の目的と基本理念
- 3. 職員配置と勤務体制
- 4. 提供サービス(1)(2)
- 5. 利用料金及びお支払方法
- 6. ご利用者への医療の提供について
- 7. 施設の退所について
- 8. その他
- 9. その他重要事項
- 10. 福祉サービス第三者評価事業
- 11. 苦情の窓口

1. 事業所の概要

当施設は契約者(以降入居者)に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。当施設の入居は、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3」以上と認定された方が対象となります。また入居時において「要介護3」以上の認定を受けておられる入居者であっても、将来「要介護3」以上認定者でなくなった場合には、退居していただく場合があります。

名称	特別養護老人ホーム第二白寿園
所 在 地	〒438-0234 静岡県磐田市掛塚3160-1
電 話 番 号	Tel: (0538) 31-3380
F A X 番 号	Fax: (0538) 66-1515
e-mail アドレス	dai2-hakujuen@sweet.ocn.ne.jp
法人種別/名称	社会福祉法人 白寿会
代表者職・氏名	理事長 鈴木 新一 (すずき しんいち)
管 理 者 氏 名	施設長 伊藤 茂記 (いとう しげのり)
介護保険事業所番号	2276901036
営 業 日	年中無休
入 所 定 員	80名(1ユニット10人×8ユニット)

設備の種類	居室	備考	
居 室	80室	(1)移動困難な方には、ご希望に応じてポータブルトイレを用意して	
	ユニット型個室	おります。	
		(2)介護ベッド、整理ダンス1台は付属の設備をご利用いただけま	
		す。	
		(3)各居室に火災報知機、スプリンクラー、ナースコールを備えて	
		おります。	
		(基準:入居者の1人当たりの床面積は10.65mg以上)	
共同生活室	1ユニット1室	安定性に優れたテーブルとイス、ソファを設置。	
	×8ユニット	テーブルやイスの高さはご利用者に配慮して設定して	
		います。	
トイレ		トイレはユニットごとに4室在り、車椅子でも利用可能	
		な設備となっています。	
		臥床式特殊浴槽・リフト付き個別浴槽	
浴室		臥床式は2台、リフト付き個別浴槽は各ユニットごとに整備してお	
		ります。	
洗面設備		居室ごとに設置しております。	
医 務 室		入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えて	
区 伤 至		おります。	

上記は、厚生労働省令及び静岡県が定める規則により、指定介護老人福祉施設(ユニット型)に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、入居者に特別にご負担いただく費用はありません。

居室の変更について

入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

2. 目的·基本理念

(1) 施設介護事業の目的

ユニット型指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、入居 者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と 入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら各ユニット において入居者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ て、自らの生活様式及び生活習慣に沿ってそれぞれ役割を持って自 律的な日常生活を営むことができるように支援することを目的とし て、入居者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等を ご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(2) 施設介護事業の基本理念

尊厳保持

入居者の尊厳を守り、「ここで良かった」と思える居場所作りに専 念し、入居者が望む生活の追及を諦めません。 家庭生活の継続

当たり前の実現

幸福感の実現

地域交流

家庭生活からの連続性を重要視し、個性に重んじたライフスタイルを形成します。

個々の入居者における「普通」「当たり前」に共感し、当たり前の 実現に努めます。

入居者同士の人間関係はもちろん、入居者と職員の良好な関係作りに努め、笑顔で幸福感のある時間の共有を目指します 社 会資源としての自覚を持ち、地域福祉の拠点となるような施設

3. 職員配置

当施設では、静岡県規則(指定介護老人福祉施設事業の人員、設備及 び運営に関する規則)に基づき、以下の職員を配置します。

令和7年4月1日現在

職種	業務内容	勤務形態/配置人数
施設長	・ 施設全体の総括	常勤/1人
	入居者の受け入れ(優先入所検討会の開催)	(基準1人以上)
	・ 職員の一元的管理・職員教育	
	・ 苦情への対応	
医師 (嘱託医)	・ 入居者の健康管理	非常勤/2人
	・ 栄養状態の指導	(基準1人以上)
	• 感染症対策	
	• 看介護連携指導	
	• 褥瘡対応	
生活相談員	・ 介護職員の一元的管理・職員教育	常勤/2人
(介護支援専門員兼務)	入居者及び家族に対する相談援助業務	(基準1人以上)
	・ 事業所・法人内のサービス、調整	
	・ 入居希望者への相談業務	
	・ 入退居事務	
	・ 各種申請手続きの援助、受診等に関する業務	
	• 家族会関連業務	
	• 施設防災関係業務	
	・ 文書管理業務	
	実習生、ボランティアの受け入れ	
	・ 実習生への指導及び対応	
介護支援専門員	・ 施設サービス計画の作成等施設介護支援業務	常勤/2人
(生活相談員兼務)	(サービス担当者会議の開催・照会の実施)	(基準1人以上)
	・ 入居申込者の状況等の把握	
	・ 入居者の居宅における日常生活の可能性検討	
	・ 退居のための必要な援助、関係機関との連携	
	・ 身体的拘束に係る記録の作成	
	・ 苦情の受け付け及び内容等の記録	
	・ 事故の対応及び対応等の記録	
管理栄養士	・ 献立の作成	常勤/1人
	・ 栄養管理 (栄養ケアマネジメント業務)	(基準1人以上)

作りを目指します。

看護職員	・ 白寿園嘱託医との連絡調整	常勤換算/3人以上
	・ 入居者の健康状態の把握	(基準3人)
	入居者の医療処置、服薬管理、その他診療補助	
	・ 健康診断・予防接種に係る業務の補助	
	・ 受診、入院に関する業務	
	・ 家族との連絡調整	
	・ 経管栄養等の医学的管理	
機能訓練指導員	・入居者の機能訓練	常勤/1人
フロアリーダー	フロアの一元管理(チームマネジメント)	常勤/2人
(ユニットリータ・一兼務)	・フロアの円滑な運営	
	・フロア職員の育成	
	・フロアのビジョンの構築と実現	
ユニットリーダー	・ユニットの一元管理(チームマネジメント)	常勤/8人
(フロアリータ゛ー兼務)	・ユニットの円滑な運営	
	・ユニット職員の育成	
	・ユニットのビジョンの構築と実現	
介護職員	・施設サービス計画に沿った日常生活全般の介護	常勤換算/24人以上
(内4名工ットリーダー兼務)	・行事の実施	(基準:介・看護職員の総
	・記録の作成	数は常勤換算方法でご利
		用者3人に1人)
事務員	・入退居事務	常勤/2人以上
	・入居者の預かり金管理	
宿直員	• 夜間連絡業務	非常勤/3人
	・施設内外の見回り	

職種		勤	務		体	制
医師 (往診)	火曜日①	14:	O C	\sim	15:0	0
	水曜日②	13:	0 0	\sim	14:0	0
看護職員	【標準的な職員の暦	2置】				
	日勤	8	: 00	\sim	17:0	0
	遅番	9	: 00	\sim	18:0	0
介護支援専門員	日勤	8	: 30	\sim	17:3	3 0
生活相談員	日勤	8	: 30	\sim	17:3	3 0

※土日は上記と異なります。

介護職員	【標準的な介護職員の配置】		
	早番 7:00 ~ 16:00		
	日勤 8:30 ~ 17:30		
	遅番 13:00 ~ 22:00		
	夜勤 22:00 ~ 翌7:00		

4. 提供サービス(1)

契約書第4条

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

❶施設介護支援

2食事

3入浴

4排せつ

6機能訓練

6健康管理

7看取り介護

8その他自立への支援

(1)介護保険の給付対象となるサービス (利用料金が介護保険から給付されて、一部をご負担いただく場合。利用料金の大部分 (通常 9割、8割、7割) が介護保険から給付されます。)

- ●担当介護支援専門員が、入居者の意向や能力等を勘案し、施設サービス計画原案を作成します。その後、本人または保証人等の参加を求めてサービス担当者会議を定期的に開催し、施設サービス計画を作成します。計画作成後は、24 h 生活シートと一体的にサービス管理を行いながらケアサービスを提供し、一定期間ごとにモニタリングを行い、計画の評価・修正を行います。
- ②当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・食事は、適切な時間に提供し、入居者にはできる限り離床を促し、 共同生活室にて他の入居者と交流を深めながら食事を食べること ができるよう支援します。
 - ・食事時間は入居者の生活習慣に応じて、ご本人のペースでゆっく り食べることができるように配慮させて頂きます。
 - ・衛生管理の徹底を図り、安心して食べられる食事の提供をしていきます。そのために、職員教育を実施し、施設と委託業者の連携を図りながら食中毒や感染症の予防に努めていきます。
 - ・栄養に関するリスクを調べ、栄養ケアマネジメントを行います。
- ③身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、 1週間に2回以上適切な方法により入浴又は清拭を行います。入居 者の意向に応じてできるだけの入浴機会を設けます。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

- ④排せつの自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- 6機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な心身の機能の維持・改善、またはその減退を遅らせるために日常生活の中での機能訓練を実施します。
- ⑥医師や看護職員が健康管理を行います。
- ❸寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう援助します。
 - ・褥瘡の発生防止のため、リスクの管理や褥瘡ケア計画に基づき予防のための対応を行います。
 - ・地域社会への参加を促進できるよう援助します。

4. 提供サービス(2)

契約書第4条

(2)介護保険の給付対象とならないサービス。(利用料金の全額を入居 者にご負担いただく場合。)

1日室料

2食材料

● 入居者が利用するユニット型個室を提供します。

入居者が自宅等に外泊をした場合、及び病院または診療所への入院を した場合においても、当該施設への入居が継続されている間は、当費 用をご負担いただきます。

- ❷入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用をご負担いただ きます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方について は、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。
- 3入居者の希望を取り入れた行事食を提供いたします。

3行事食材料

4 理髪・美容料

◆外部美容室による派遣美容サービスをご利用いただけます。

6貴重品管理料

6人居者の希望により入居者所持金管理規程に基づき、貴重品管理サービ スを行っています。

管理料金 1ヵ月:2,000円

管理する金銭形態 :施設の指定する金融機関に預け入れている預金

お預かり品 :上記預貯金通帳と金融機関へ預け出た印鑑

保管管理者 :施設長

共有金 入居時: 2,000 円

※日常生活の中で一時的な出金の際に使用。

毎月末、共有金を入居者の口座よりご利用額を出 金し元金に補充。なお、この共有金は退居時に返金

致します。

- ⑥ 入居者の希望によりレクリエーション・行事やクラブ活動に参加して いただくことができます。但し、施設として提供するレクリエーション・ 行事やクラブ活動については、利用料金はいただきませんが、入居者の 選択にかかるものについては、別途材料代等の実費をいただく場合があ ります。
- **⑦**入居者及び保証人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき ます。なお、複写物の再交付を必要とする場合には実費をご負担いただ きます。

1枚につき実費:10円(白黒)、20円(カラー)

❸日常生活品費

7 複写物の交付料

6希望活動材料

❸入居者の日常生活に要する物品で、入居者に負担いただくことが適切で ある物については、費用を実費負担していただきます。 おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はあり ません。また、現物の持参等についても必要ありません。

9健康管理に係る費用

②入居者及び保証人の方の同意を得たうえで、インフルエンザ予防接種、 肺炎球菌予防接種、新型コロナウィルス予防接種を行います。又、医療 用酸素濃縮器を要する入居者には、その機器の取扱いに関わる費用を実 費負担していただきます。

インフルエンザ・肺炎球菌予防接種: 実費負担(磐田市等の補助あり)

5.利用料金とお支払い 契約書第7条

入居者は、サービスの対価として下記の利用規定に基づき計算され た月毎の計算額をお支払いただきます。

- ① 介護報酬に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更します。又、入居者の要介護状態区分に変更があった場合は、変更後の要介護度が適用される日から新しい負担額に変更することとなります。
- ② 下記■01/■02 の負担については、保険者から送付される「負担割合証」に基づきご負担いた だきます。そのため2割負担、3割負担となる方は、下表に記載している1日当たりの基本料金 の2割、3割にあたる金額が1日あたりの料金の目安となります。なお、介護保険被保険者証に 支払方法の変更の記載がある場合はその割合に基づくご負担をお願いいたします。

■01 介護福祉施設サービス費

要介護度	基本料金/ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
要介護1	6 7 0 単位/日
要介護 2	7 4 0 単位/日
要介護 3	8 1 5 単位/日
要介護 4	886単位/日
要介護 5	955単位/日

1 単位 = 10.14 円

基本料金及び加算料金で表示されている

「単位」は、令和6年度介護報酬改定により、当施設が所在する磐田市<u>(7級地)</u>の介護老人福祉施設に関しては1単位10.14円と設定されました。

■02 サービス体制・実施加算

No.	加算の名称	単位数	備考
1	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	
2	看護体制加算(I)口	4 単位/日	
3	看護体制加算(Ⅱ)口	8単位/日	
4	夜勤職員配置加算(IV)口	2 1 単位/日	
(5)	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	
6	口腔衛生管理加算(I)	90単位/月	
7	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	
8	褥瘡マネジメント加算 (I)	3単位/月	
9	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13単位/月	
10	個別機能訓練加算(I)	12単位/月	

	-		·
11)	科学的介護推進体制加算(I)	40単位/月	
12	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50単位/月	
13	生産性向上推進体制加算(I)	100単位/月	
14)	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10単位/月	
15	外泊時費用	246単位/日	
16	初期加算	30単位/日	入所日から起算して30日以内
17)	退所時栄養情報連携加算	7 0 単位/回	
18	退所時情報提供加算	250単位/回	
19	特別通院送迎加算	5 9 4 単位/月	
		3 2 5 単位/回	勤務時間外
20	配置医師緊急時対応加算	6 5 0 単位/回	早朝(午前6~8時)夜間(午後6時~10時)
		1,300単位/回	深夜(午後10時~午前6時)
		②72単位/日	死亡日以前31~45日
21)	 看取り介護加算(I)	⑤ 144単位/日	死亡日以前4~30日
		©680単位/日	死亡日の前日・前々日
		億1,280単位∕目	死亡日
		②72単位/日	死亡日以前31~45日
22	 看取り介護加算(Ⅱ)	ⓑ144単位/日	死亡日以前4~30日
	省収ソ川曖州昇 (Ⅱ <i>)</i> 	©780単位/日	死亡日の前日・前々日
		億1,580単位∕目	死亡日
23	安全管理体制加算	20単位	入所日初日のみ
24	新興感染症等施設療養費	240単位/日	
25	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1 4%/目	介護報酬総額×14%×負担割合

1単位 = 10.14 円

基本料金及び加算料金で表示されている「単位」は、令和6年度介護報酬改定により、当施設が所在する磐田市 (7級地) の介護老人福祉施設に関しては1単位10.14円と設定されました。

■03 居住費・食費に関わる利用者の自己負担限度額

ユニット型個室 令和6年8月~

利用者負担	居住費	食費	■預貯金要件		
第1段階	880 円	300 円			
第2段階	880 円	390 円	預貯金 単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下		
第3段階①	1,370 円	650 円	預貯金 単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下		
第3段階②	1,370 円	1,360 円	預貯金 単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下		
第4段階	2,066 円	1,600 円			

■04 その他の料金(内税価格)

04-1 共有金での取り扱い(貴重品管理希望者のみ。希望しない方は別途個別に支払う)

* その他、ご入居者から購入希望が出た嗜好品や必要物品につきましては、その都度保証人様等に確認させていただき、共有金で取り扱わせていただきます。

04-2 その他(利用料金と一緒に清算)

* 理美容はビューティーサポート静岡に依頼しています。

該当	内 容	料金
	カットのみ	1,900円~
	ベッド・リクライニング上のカット	2,400円~
	顔剃りのみ	1,000円
	カット+顔剃り	2,500円~
	パーマ	3,500円~
	カラーリング	2,500円~
	前髪カットのみ	800円~
	ヘアマニキュア	3,500円~

該当	内 容	料 金
	テッシュ(1箱)	65円
	トイレットペーパー (1 R)	95円
	ペーパータオル (1袋)	120円
	歯ブラシ(1本)	143円
	歯磨き粉(1個)	183円
	歯みがきティッシュ	644円
	ハミングッド (1箱)	2,288円
	ハミングッド (1本)	46円
	髭剃りの刃(1枚)	534円
	綿棒(1箱)	155円

該当	内 容	料金			
	マスク(1箱)	1,287円			
	プラスチック手袋(1箱)	1,150円			
	ポリデント (1箱)	1,260円			
	ウェットティッシュ	173円			
	クリミール	158円			
	コラーゲンゼリー	172円			
	ハイカロリーゼリー	143円			
	アイソカルHC	153円			
	エンジョイアルギーナ	200円			
	浴衣	2,790円			

- * お持込も可能ですが、施設で用意しても構わないものにチェック☑を入れてください。
- * 施設共用で利用するものは、施設で負担します。

04-3 医療用品(利用料と一緒に清算)

該当	内 容	料 金
	カットバン	6円
	ブラッド絆	8円
	パッド付フィルムドレッシング	126円
	デルマポアドレッシング 4×6 cm	2 3円
	デルマポアドレッシング 5×7.5 cm	4 3円
	デルマポアドレッシング 6×10 cm	48円
	デルマポアドレッシング 10×13 cm	97円
	デルマポアドレッシング 10×16 cm	118円
	シルキーテープ 5 cm	2 5円
	フィルムテープ 5 cm	15円
	傷処置用ラップ (穴あき)	6円
	吸引カテーテル	7 2円
	カテーテル収納容器	143円
	マーゲンチューブ (1本)	545円

П	バルンカテーテル (1本)	970円
	ハルンバック(1セット)	500円
	膀胱洗浄用シリンジ 50ml	132円
	吸引用コットン	11月
	注入用シリンジ 30ml	88円
	注入用シリンジ 20ml	7 3円
	ニプロシリンジ 2.5ml 30G 針付	17円
	ニプロ注射針 18G	5円
	シリンジ 10ml ルアーチップ	2 3円
	Ba カテーテル交換用シリンジ 10ml	28円
	ネラトンカテーテル (1本)	45円
	メディスワブポピドンヨード (1包)	4 3円
	ニプロ注射針 22G1 1/4	6円
	トップ翼状針 22G 3/4	4 9円
	トップ輸液セット	6 9円
	オペガーゼ四つ折り	12円
	モイスキンパッド 7510	109円
	サンドガーゼ F タイプ 7.5×15 cm	46円
	オオサキカットメン	2円
	日東 優肌絆	4 9円
	ネット包帯	20円
	包帯 5 cm×9m	186円
	包帯 7.5 cm×9m	382円
	フォーリートレイキット	3,388円
	カテーテルプラグ	97円
	軟膏容器	2 1円
	JMS ジェイフィード栄養セット	165円
	JMS ジェイフィード栄養ボトル	478円
	ニプロ ENシリンジDS20ml	66円
	ニプロ ENシリンジDS50ml	126円

※ 利用料金のお支払い

介護老人福祉施設第二白寿園の利用料金は上記■01~■04 までの該当する額の合計により算出します。 利用料金のお支払いにつきましては、翌月 18 日に自動振り替えとさせていただき、そのための必要な手続きをいたします。なお、利用料金の請求書は、利用月の翌月 10 日前後に保証人・後見人へ送付させて頂きます。

6.入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、事業所配置医師との連携の下、入居者及び保証人の方の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。)

医療機関の名称 所在地 診療科 磐田市立総合病院 磐田市大久保 512 番地 3 内科、外科、整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビ リテーション科等

医療機関の名称 所在地 診療科 やまなか歯科医院 磐田市大立野 178 番地 歯科

7. 施設の退居 契約書第9条

契約書第9条の規定により、施設の退所要件を以下のように定めています。

退居の要件

- 1 入居者は、事業者に対して(30日間の予告期間をおいて)文書 で通知することにより、この契約を解約することができます。 但し、入居者本人、保証人が、早期の退去を希望し施設が認めた 場合は30日間の予告期間を設けずに解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して30日間の 予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除す ることができます。
 - (1) 入居者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以上支払われていない場合。
 - (2) 入居者が病院または診療所に入院し、保証人が退所を判断した 場合、または、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない 場合。
 - (3) 入居者またはその家族等が、事業者との信頼関係を損なう特別な事由に当ることを行った場合。
 - (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
 - (5) その他契約を継続できない事由が発生した場合。
- 3 入居者が要介護認定の更新で非該当、要支援または要介護1・2 (特例入所の要件に該当する場合等を除く)と認定された場合 は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 入居者が生活の拠点を自宅に移した場合、または他の介護保険施設等(特定施設/地域密着型施設等を含)に入所した場合。

契約書第9条第2項 第5号の要件

8. その他

❶所持品の持ち込み

②面会

- 3外出·外泊
- ♠施設、設備の使用
- 6宗教活動等
- 6施設内禁煙

- (2) 介護老人福祉施設の機能を超えた継続的な医療の提供が必要となった場合。
- (3) 入居者が死亡した場合。

契約書第9条第2項第5号に定める「その他契約を継続できない事由 が発生した場合」とは以下の事項を想定しています。

- ① 契約書・重要事項説明書の内容または、変更後の内容に同意できない場合。
- ② 第二白寿園または第二白寿園職員による契約内容の不履行、虐待、守秘義務違反等があり、利用者または保証人から契約解除の申し出があった場合。
- ③ 他の入居者の身体・財産・信用等を著しく傷つけた場合または、 他の入居者から、本人の身体・財産・信用等を著しく傷つけた場 合であって、入居者または保証人から契約解除の申し出があった 場合。
- ④ 入居者または保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- その他サービス利用時の注意事項
- ●衣類、日用品以外にご利用者の愛用されていた物等、希望があればご相談ください。但し、居室・収納スペースに限りがありますので、持ち込みをご遠慮頂く場合があります。
- ②面会時間:午前8:00から午後8:00。 面会簿に記入して頂きご自由にご面会ください。

ご面会の際、飲食物をご持参の場合は職員を通してお渡しください。 ※新型コロナウィルス、インフルエンザ等感染症の予防のため面会 及び下記❸の外出・外泊を一時的に見合わせていただく場合があり ます。

- ③外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。なお、上記②の通り、感染症予防の観点から、外出・外泊を見合わせて頂く場合があります。
- ●居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従ってご利用ください。故意に施設、設備を壊したりした場合には、入居者又は保証人の方に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ❺他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。(ご家族も含む)
- ⑥施設内に定められた喫煙場所での喫煙が可能です。

9. その他 重要事項

施設介護サービスをご利用いただくにあたり、下記の6点について ご確認ください。

(1) 緊急時対応

契約書第13条

(2) 事故発生時の対応

契約書第12条

(3) 守秘義務

契約書第11条 守秘義務の徹底

(4)サービスの**提供**の 記録

契約書第7条 個別記録の開示

(5)非常災害対策

消防計画に基づく対応/防災訓練

(6)虐待防止の推進と身 体的拘束の適正化の 推進

(7)感染症の予防

入居者に緊急事態が生じた場合には、届けられた連絡先に速やかに 連絡します。また、医師の指示により緊急医療機関等への受診の手配 をします。医療機関への受診の際は、必ずご家族の方に同行願いま す。※緊急時の対応方法については、定期的な見直しを行います。

施設介護サービス提供中に、入居者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めま す。

入居者に対する施設介護サービスの提供に関する書類等を整備 し、契約終了の日から2年間保管します。<u>入居者またはその家族</u>は、 これらの記録をいつでも閲覧、または複写を求めることができます。

当施設では、防火管理者を定め、別途定める「白寿会消防計画」により非常災害時の対応を行います。

2. 当施設では、上記「白寿会消防計画」に基づき毎月1回、防災訓練、年2回、総合防災訓練を行います。

災害対策については、別に定める「白寿園防災規程」及び「社会福祉 法人白寿会における風水害等の災害に対処するための計画」等に従 い、各種訓練の実施、消防署の指導等を通して、職員、ご利用者の防 災意識を高めることとします。更に、防災設備関係業者に委託を行 い、自動火災報知器、スプリンクラー、誘導灯などの設備器具の定期 点検を実施します。

また、必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。 避難場所 火災出火時の避難場所は火災発生場所と反対側のベラン ダとなります。

地震・津波発生時の避難場所は3階または屋上に避難します。

当施設では、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。 また、年に2回地域包括支援センターの社会福祉士を招き、施設虐待の調査を行います。

2. 当施設では、虐待防止(身体的拘束廃止を含む)委員会を中心として、担当者を配置し、委員会の開催、指針の整備、職員研修の定期的な実施を展開します。

当施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(8)感染症や災害への対応力の向上

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画を策定し、職員への研修、そして訓練を実施します。

10.福祉サービス 第三者評価事業

福祉サービスをより質の高いものにするために、福祉施設に対して 第三者が評価を行うことです。

- (1) 第三者評価の実施
- 未実施
- (2) 実施年月日

未実施

(3) 評価機関名称

未実施

(4) 評価結果開示状況

未実施

11.苦情窓口

契約書第14条

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

(1) 事業所窓口

住 所 〒438-0234

静岡県磐田市掛塚 3160-1

電 話 (0538)31-3380

苦情解決責任者 伊藤 茂記 (施設長)

苦情受付窓口 鈴木 千博(生活相談員)

(2) 第三者委員

特別養護老人ホーム第二白寿園を運営する社会福祉法人白寿会では、社会福祉法人白寿会 苦情解決委員会規程に基づく苦情解決第 三者委員を設置しサービス利用に対する苦情等に対応しています。

苦情解決第三者委員

大庭 修三 磐田市高木166-1-2 0538-66-1649 鈴木 智子 磐田市堀之内1354 0538-66-1606 齊藤 正喜 磐田市川袋1443-4 0538-66-8268

(3) 介護相談員派遣事業

磐田市で行われている「介護相談員派遣事業」により受け入れを行っています。

(4) 行政機関窓口

介護保険制度においては、保険者である磐田市、静岡県国民健康保険団体連合会等で苦情を受け付けています。

磐田市高齢者支援課

高齢者支援課の主な業務

事業給付グループ

地域密着型サービス事業所の指定・指導、介護保険の給付など

電話 0538-37-4869

ファックス 0538-37-6495

介護保険グループ

指定介護福祉施設サービス 行いました。 指定介護老人福祉施設 第 説明者:職名 生 私は、本書面に基づいて ビスの提供開始に同意しま	スの提供の開 第二白寿園 :活相談員	ら午後5時00分(平日の 始に際し、本書面に 氏名	
行いました。 指定介護老人福祉施設 第 説明者:職名 生 私は、本書面に基づいて事 ビスの提供開始に同意しま	第二白寿園 :活相談員		
説明者:職名 生 私は、本書面に基づいて ビスの提供開始に同意しま	活相談員	氏名	印
私は、本書面に基づいて野ビスの提供開始に同意しま		氏名	FP FP
ビスの提供開始に同意しま	L.W.		
令和 年 月	日		
契約者:住所			
氏名		印	
保証人:住所			
氏名		印	

徴収など

T420-8558

介護認定、介護認定審査会、介護認定訪問調査や介護保険料の賦課・

電話 0538-37-4769 ファックス 0538-37-6495

静岡県国民健康保険団体連合会(介護保険課)

静岡市葵区春日2丁目4番34号

ていただくと共に、サービス担当者会議(指定介護老人福祉施設の人員、設備 条第6項)等においてよりよいサービスを提供するため、関係者と必要な下記				則第 14
□ 入居前面接に関する情報				
□ 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証等に記載された情報				
□ 施設サービス計画書				
□ 施設介護記録				
□ 当施設において発行する機関誌への掲載 □ その他必要な情報				
□ ての他必要な情報 ※ 上記サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用により開催することが	ぶなります			
<u> </u>	1-00 y & y	<u>o</u>		
【 入居者 】				
1. 上記の情報 (テレビ電話装置等の活用によるサービス担当者会議の開催を	含む)につ	いて、介	護老人福	祉施設
第二白寿園に提供することを同意します。				
2. 上記の情報について、関係者に提供し共有することに同意します。				
	令和	年	月	日
利用者住所				
和田老正友				(En)
利用者氏名				(印)
代理人住所				
[V-1/V 1/1]				
代理人氏名				(印)
【ご家族】				
1. 上記の情報 (テレビ電話装置等の活用によるサービス担当者会議の開催を	含む)につ	いて、介	護老人福	祉施設
第二白寿園に提供することを同意します。				
2. 上記の情報について、関係者に提供し共有することに同意します。				
	4-	_	н	
~^~~*****	令和	年	月	日
<u>ご家族等住所</u>				
ご家族等氏名				(印)
				(1-1-1)
【 事業者 】				
1. 上記情報をより良いサービスの提供のため関係者と共有いたします。				
2. 介護老人福祉施設第二白寿園の従業者及び情報を共有する事業者は個人情	報を護りる	ます。		
	令和	年	月	日
事業者住所 磐田市掛塚 3160-1				
事業者名称 介護老人福祉施設 第二白寿園				(印)

介護老人福祉施設第二白寿園における、ご入居者様の援助・介護の提供に際して、下記の情報について確認させ